

## 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会旅費規則

日本臨床腫瘍薬学会規則3号

制定：平成24年7月1日

改正：平成25年9月14日

改正：平成26年12月6日

改正：平成29年11月25日

改正：令和6年7月27日

### （目的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（以下「本法人」という。）の役員・委員及び理事長が認めた者（以下「役員等」という。）が会務または本法人の活動のため移動する場合に支給する旅費について定める。

### （旅費の支給範囲）

第2条 旅費とは、交通費、日当、宿泊費および移動に伴って生じた支出のうち理事長が必要と認めた経費とし、支給対象となる活動は、次の通りとする。

- （1）理事会
- （2）委員会
- （3）その他、理事長が認めた活動

### （交通費等の計算の基準）

第3条 交通費および日当の金額は、移動範囲に応じて以下の通りとする。

- （1）移動範囲が同一都道府県の場合には、交通費および日当を併せて 3,000 円とする。
  - （2）移動範囲が近郊（隣接都道府県内）の場合には、交通費および日当を併せて 4,000 円とする。
  - （3）次の方法で算出した交通費の金額が 4,000 円を超える場合には、上記（1）、（2）に関わらず、算出した交通費と日当 2,000 円を併せて支給する。
- 2 交通費は、原則として、最も経済的な通常の経路により、役員等の主たる勤務先または住居の所在地を起点とした、目的地までの最寄りの交通機関での最短順路により計算する。ただし、業務の都合または災害・交通事故、その他やむを得ない理由により順路を変更する場合には、この限りではない。
- 3 鉄道等の利用による交通費は、通常期旅客運賃を計算の基礎とし、往復割引が利用可能な場合には、往復割引の運賃を適用する。
- 4 航空機を利用する場合は、エコノミークラス料金とする。
- 5 パック旅行を利用した場合は、パック料金で支給する。
- 6 航空機またはパック旅行を利用した場合および宿泊した場合は、支払った料金を示す領収書、受付証などの証票を事務局へ提出するものとする。
- 7 自家用自動車を利用した場合は、経済性及び合理性を考慮してガソリン代等実費相当の金額を

支給する。

(宿泊費支給の基準)

第4条 宿泊費は、次の各号に該当するときに支給する。

- (1) 会務が2日以上に及ぶ場合。
- (2) 会務の開始時間や終了時間の事情により宿泊しなければならない場合
- (3) その他、理事長が必要と認めた場合

(宿泊費の計算)

第5条 宿泊費は、1泊につき 16,000 円を限度として実費を支給する。ただし、やむを得ない理由により限度を超えた場合は、20,000円を限度に支給する。その場合は、やむを得ず限度を超えた理由を事務局へ提出するものとする。

(支給の例外)

第6条 次の各号に該当する場合は、旅費および宿泊費を支給しない。

- (1) 本法人の総会に併せて行われる会務に正会員が出席する場合。
- (2) 所属施設などより旅費に相当する支給を受ける場合。

(協議処理)

第7条 本規則で処理できないときは、その都度、理事長または副理事長が財務委員長と協議して決定する。

(附 則)

第8条 本規則は、平成24年7月1日から施行する。

第9条 本規則は、平成25年9月14日から施行する。

第10条 本規則は、平成27年1月1日から施行する。

第11条 本規則は、平成30年1月1日から施行する。

第12条 本規則は、令和6年7月27日から施行する。